

新潟市火災予防査察規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市消防局長 小林 徹

新潟市消防局訓令第2号

新潟市火災予防査察規程の一部を改正する規程

新潟市火災予防査察規程（昭和62年新潟市消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「査察員に」の次に「別に定める」を加え、同条第2項を削る。

第14条ただし書中「つど」を「都度」に改める。

別表中 「

③ 単体の共同住宅

」 を 「

③ 単体の消防法施行令別表1「(5)項ロ」

」 に、

「

・法第14条の2に規定する予防規定を定めなければならない対象物

」 を 「

・法第14条の2に規定する予防規程を定めなければならない対象物

」 に、

「

・液石法第29条に規定する保安機関の事務所・

」 を 「

・液石法第29条に規定する保安機関の事務所

」 に改める。

別表備考3中第3号を削り、第4号を第3号に、第5号を第4号に改める。

別記様式第1号から別記様式第6号の2までを削る。

別記様式第7号中「市民安全課長」を「予防課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。